

環管大発第 050809001 号

平成 17 年 8 月 9 日

都道府県知事・政令市長 殿

環境省環境管理局長

大気環境中への石綿（アスベスト）の飛散防止対策の徹底と
実施内容の掲示について（通知）

昨今、大気環境中への石綿の飛散に伴う国民への健康被害について懸念が高まっている。このような状況を受け、石綿の飛散防止対策の徹底が国民の不安の解消のために一層求められているところである。

このたび、建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について平成17年8月2日付けで厚生労働省労働基準局安全衛生部長から別添1のとおり協力依頼があったことから、貴職におかれても特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施工する者に対し、周辺住民から見やすい箇所に下記の事項を積極的に掲示することに努めるよう指導されたい。ただし、上記の厚生労働省通知に基づく掲示と重複する事項の掲示は必要としない。

なお、当課からは関係団体等に別添2、3及び4のとおり協力をお願いしているところである。

記

- (1) 施工事業者名並びにその住所及び連絡先
- (2) 作業期間
- (3) 飛散防止のための措置の概要
- (4) 大気汚染防止法に基づく届出

- ・ 届出先官署（都道府県又は市役所等）
- ・ 届出年月日

（注：上記の下線部分が、厚生労働省通知に基づく掲示板に追記すべき事項である。）

別添 /

基安発第 0802002 号

平成 17 年 8 月 2 日

国土交通省総合政策局中島審議官 } 殿
環境省環境管理局長

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について

石綿による健康障害については、石綿を製造、取り扱う作業に従事する労働者はもとより、関係事業場の周辺住民にも不安が生じているところです。

とりわけ、今後、石綿を使用した建築物等の解体等の作業が増加することが予想される中、石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の徹底とその周知は、当該作業に従事する労働者はもとより、解体等の作業が行われる現場の周辺住民の不安の解消の観点からも強く求められていることから、今後、関係事業者が石綿ばく露防止対策等の実施内容を作業現場の見やすい場所に掲示することを推進することとしました。

つきましては、貴職におかれましても、本掲示の推進につきまして、特段の御協力をお願い申し上げます。

(例一届出対象)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

当現場では、() 労働基準監督署へ
 ・労働安全衛生法第88条第4項 (労働安全衛生規則第90条第5号の2) の規定による計画の届出
 ・石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出
 を行っております。

届出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
届出内容 (石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容)		作業期間
石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要： (例) ・作業場所の隔離 ・立入禁止措置 ・湿潤措置 ・保護具・保護衣の使用		
〇〇〇〇を石綿作業主任者に選任しています。		
石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育：〇〇〇〇の実施した講習 (平成〇年〇月受講)		
現場責任者氏名：		平成〇〇年〇〇月〇〇日 (表示日) 施工事業者名： 現場責任者氏名：

(例一届出対象以外)

建築物等の解体等に関するお知らせ

石綿障害予防規則に基づき、当現場では適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を行っております。

石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	作業期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要： (例) ・ 湿潤措置 ・ 保護具・保護衣の使用 ・ 立入禁止措置	
〇〇〇〇を石綿作業主任者に選任しています。	平成〇〇年〇〇月〇〇日(表示日)
石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育：〇〇〇〇の実施した講習(平成〇年〇月受講)	施工事業者名： 現場責任者氏名：

(例)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

石綿障害予防規則に基づく石綿の使用の有無の調査を行った結果、当現場では石綿を使用しておりません。

調査方法 (調査年月日)		作業期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
-----------------	--	------	-----------------------------

平成〇〇年〇〇月〇〇日(表示日)

施工事業者名: _____

現場責任者氏名: _____

(参考)

石綿障害予防規則ほか関係法令等につきましては、厚生労働省のホームページ内でご覧頂けます。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>

別添 2

環管大発第 050809002 号

平成 17 年 8 月 9 日

社団法人	日本建設業団体連合会会長	殿
社団法人	全国建設業協会会長	殿
社団法人	建築業協会会長	殿
社団法人	全国中小建設業協会会長	殿
社団法人	全国解体工事業団体連合会会長	殿
	建設業労働災害防止協会会長	殿

環境省環境管理局长

大気環境中への石綿（アスベスト）の飛散防止対策の徹底と
実施内容の掲示について

昨今、大気環境中への石綿の飛散に伴う国民への健康被害について懸念が高まっていることはご承知のとおりですが、このような状況を受け、石綿の飛散防止対策の徹底が国民の不安の解消のために一層求められています。このため、別添のとおり平成 17 年 8 月 2 日付けで厚生労働省労働基準局安全衛生部長から「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について（基安発第 0802001 号）」が貴職あてに通知されておりますが、これに関連して、大気環境中への石綿の飛散防止対策につきましても、下記のとおり、傘下会員事業者に対して、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

(1) 大気環境中への石綿の飛散防止対策の徹底

吹付け石綿を含む建築物の解体、改造又は補修のうち一定の要件を満たすものについては、大気環境中への石綿の飛散防止のため、平成 9 年から大気汚染防止法に基づき、「特定粉じん排出等作業」として、作業の届出、作業基準の遵守等の規制措置が講じられているところであり、その徹底に一層努められるようお願いいたします。

(2) 石綿の飛散防止対策等の実施内容の掲示

「特定粉じん排出等作業」を行う場合には、周辺住民から見やすい箇所に下記の事項を掲示することに努められるようお願いいたします。ただし、上記の厚生労働省通知に基づく掲示と重複する事項の掲示は必要ありません。

ア. 施工事業者名並びにその住所及び連絡先

イ. 作業期間

ウ. 飛散防止のための措置の概要

エ. 大気汚染防止法に基づく届出

・ 届出先官署（都道府県又は市役所等）

・ 届出年月日

(注：上記の下線部分が、厚生労働省通知に基づく掲示板に追記すべき事項です。)

別添 3

環管大発第 050809003 号
平成 17 年 8 月 9 日

国土交通省総合政策局長 殿

環境省環境管理局長

大気環境中への石綿（アスベスト）の飛散防止対策の徹底と
実施内容の掲示について

昨今、大気環境中への石綿の飛散に伴う国民への健康被害について懸念が高まっていることはご承知のとおりですが、このような状況を受け、石綿の飛散防止対策の徹底が国民の不安の解消のために一層求められています。

また、平成 17 年 8 月 2 日付けで厚生労働省労働基準局安全衛生部長から「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について（基安発第 0802001 号及び第 0802002 号）」が関係団体等に通知されたところです。

これについて、当省としても協力し、大気環境中への石綿の飛散防止対策の周知及び実施内容の掲示の推進を図るため、別添のとおり関係団体に依頼することとしました。

つきましては、貴職におかれましても、石綿の飛散防止対策等について特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

別添 4

環管大発第 050809004 号

平成 17 年 8 月 9 日

厚生労働省労働基準局安全衛生部長 殿

環境省環境管理局长

大気環境中への石綿（アスベスト）の飛散防止対策の徹底と
実施内容の掲示について

建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示についての平成 17 年 8 月 2 日付けの貴職からの協力依頼（基安発第 0802002 号）を受け、別添のとおり当職からも大気汚染防止法関係で関係団体等に通知しましたので、都道府県労働局と都道府県・政令市大気保全部局との連携に御配慮くださるようお願い申し上げます。